

## 議案第20号

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第35号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、社団法人北名古屋市シルバー人材センター及び財団法人愛知県市町村振興協会が公益認定を受けて、公益法人に移行するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を  
改正する条例

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年北  
名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター
- (3) 公益財団法人愛知縣市町村振興協会

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。